

## ○大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て又は盛土若しくは堆積(以下「土地の埋立て等」という。)について適切な規制を行うことにより、災害の発生を未然に防止し、もって町民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着したものをいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除くものとする。
- (2) 改良土 土砂等(泥土を含む)又は、建設汚泥にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理を行い、土質改良したものをいう。
- (3) 事業 土地の埋立て等を行う行為をいう。
- (4) 事業区域 事業を施行する土地の区域をいう。
- (5) 事業主 事業を施行する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (6) 工事施工者 事業主との請負契約により事業に係る工事を施工する者をいう。

### (町の責務)

第3条 町は、茨城県、町の行政区その他関係機関と連携して、町の区域内における事業の状況を把握するとともに、事業が適正に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (事業主等の責務)

第4条 事業主及び工事施工者(以下「事業主等」という。)は、事業を施行するに当たり、町民の安全と良好な生活環境の確保を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、当該事業の施行に係る苦情及び紛争が生じたときは、その事業を直ちに停止し、誠意を持って解決しなければならない。

3 事業主等は、事業施行期間中に事故等が発生したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

### (土地の所有者の責務)

第5条 事業区域を含む土地の所有者は、前条で定める事業主等と同様に、事業を施行するに当たっては、町民の安全と良好な生活環境を確保するため、必要な措置を講じるよう事業主等と協議するとともに、当該事業の施行に係る苦情及び紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じ、誠意を持って解決しなければならない。

### (土砂等を発生させる者及び土砂等を運搬する者の責務)

第6条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により、事業が行われる場合にあっては、当該事業を行う者により、適正な事業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

- 2 土砂等を運搬する者は、事業に用いられる土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等により不適正な事業が行われることがないよう必要な配慮をしなければならない。
- 3 事業に用いられる土砂等を運搬する者は、土壌汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(事業の許可)

第7条 事業主等は、事業を行おうとする場合において、その事業区域の面積が5,000平方メートル未満となるときは、町長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、前項の許可を受けることを要しない。
  - (1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う事業であって、当該区域内において発生した土砂のみを用いて行われるもの
  - (2) 国、地方公共団体その他規則で定める公的団体が行う事業(以下「公共事業」という。)
  - (3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る事業であって、規則で定めるもの
  - (4) 自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を行おうとする者が、改良土を除いた土砂等により、建築許可及び建築確認を受けて行う1,000平方メートル未満の土地における事業。ただし、1,000平方メートル未満の土地における事業であっても、当該事業区域内に隣接する土地において、当該事業を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合は、当該事業と合算した面積が1,000平方メートル以上となるものは除く。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事業

(事業の事前協議)

第8条 事業を施行しようとする事業主等は、第7条第1項の許可を受ける前に、規則で定めるところにより、あらかじめ当該事業の計画について町長と協議しなければならない。

- 2 町長は、前項の協議を行ったときは、事業を施行しようとする事業主等に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(土砂等の発生状況等の調査)

第9条 町は、事業に使用される土砂等の性状、発生場所、排出状況、運搬経路等を調査することができる。

(許可の申請)

第10条 第7条第1項の規定による許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業主等の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の種類
- (3) 事業区域の位置
- (4) 事業区域の面積
- (5) 事業の期間
- (6) 第11条第1項第8号に掲げる措置の内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、事業区域の位置を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

（許可の基準）

第11条 町長は、前条に規定する申請があった場合には、次の各号のいずれの基準にも適合していると認めるときでなければ第7条第1項の規定による許可をしてはならない。

- (1) その事業に用いる土砂等の性質が改良土ではなく、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものであること。
- (2) その事業に用いる土砂等が、茨城県内で発生したものであり、かつ、一時保管場所や仮置場等を経由しないものであること。
- (3) その事業に用いる土砂等に含まれる有害物質（鉛、ヒ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合していること。
- (4) その事業に用いる堆積事業の搬入土砂等にあつては、あらかじめ搬出先が定まっていること。
- (5) 事業の施行に当たっては、事業区域内の周辺地域の生活環境を保全し、及び事故の発生を防止するため、規則で定める基準を遵守すること。
- (6) 当該許可に係る事業に使用される土砂等の構造は、当該事業区域以外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生防止（以下「土砂等の災害の防止」という。）するため、規則で定める基準に適合するものであること。
- (7) 事業主等は、事業を施行するに当たっては、事業区域の周辺地域の生活環境の保全及び土砂等の災害の防止のために必要な施工上の管理をさせるため、施工管理者を置かなければならない。

(8) 事業主等は、事業を施行するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 事業区域及びその周辺地域の道路、河川、水路その他の公共施設の構造及び機能に支障を及ぼさないための措置

イ 事業区域及びその周辺地域における騒音、振動、粉塵、水質汚濁、土壌汚染その他公害の発生を防止するための措置

ウ 事業区域及びその周辺地域におけるいっ水防止、土砂等の流出防止その他生活環境を保全するための措置

(9) 事業主が次のいずれかにも該当しないこと。

ア 第24条の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過していない者

イ 第23条第1項の規定による命令にかかる行為の停止期間を経過しない又は第23条第2項及び第25条の規定による命令に違反している者

ウ 当該事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 大洗町暴力団排除条例(平成23年条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者

オ 法人でその役員のうちに本号エに該当する者がいる者

カ 大洗町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

キ その他規則で定める要件に該当する者

(10) 事業区域が農地である場合にあつては、規則で定める基準に適合していること。

2 町長は、前条第1項に規定する申請があつた場合において、土地の埋立て等に使用される土砂等について、当該土地等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置を講ずる計画になっているとき、及び前項第1号から第6号までに掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、許可してはならない。

(許可の条件)

第12条 町長は、第7条第1項に規定する許可をするに当たり、この条例の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(事業開始の届出)

第13条 事業主等は、第7条第1項の許可を受けた事業を開始しようとするときは、事業開始7日前までに規則で定める書面を町長に届け出なければならない。

(事業の内容等の変更)

第14条 事業主等は、許可を受けた事業内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変

更については、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならないものとする。

2 前項の許可については、第 11 条及び第 12 条の規定を準用する。

(土砂等の搬入の届出)

第 15 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主等は、土砂等の搬入の 7 日前までに当該許可に係る事業区域ごとに規則で定める書面を町長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、搬入する土砂等が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に規定する届出を省略することができる。

(1) 当該土砂等が公共事業により採取された土砂等である場合であって、土砂等が汚染されていないことについて、事前に町長に承認を受けたものであるとき。

(2) その他当該土砂等について、土壌の汚染の恐れがないと町長が認めたとき。

(事業に使用された土砂等の量の報告)

第 16 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主等は、規則の定めるところにより、定期的に当該許可に係る事業に使用された土砂等の量（当該事業が堆積である場合にあつては、搬入及び搬出された土砂等の量）を町長に報告しなければならない。

(地質検査の報告)

第 17 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主等は、規則に定めるところにより、定期的に当該許可に係る事業区域ごとにその土壌について地質検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該土壌が第 15 条第 2 項に規定する土砂である場合には、前項の地質検査を省略することができる。

(標識の設置)

第 18 条 事業主等は、事業の施行期間中、事業区域の周囲に規則で定める標識を設置しなければならない。

(事業の廃止の届出等)

第 19 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該事業の廃止又は中止後の当該事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を講じなければならない。

2 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る事業を廃止したとき、又は 1 月以上中止しようとするときは、遅滞なく町長に届け出なければならない。

3 前項の規定による廃止の届出があつたときは、第 7 条第 1 項の許可はその効力を失う。

4 町長は、第 2 項の規定による事業の廃止又は中止の届出があつたときは、速やかに第 1 項の措置が講じられているかの確認を行い、その結果を当該届出をした事業主等に通知しなければならない。

5 前項の規定により，土砂等の災害の防止に必要な措置が講じられていないことの通知を受けた事業主等は，第2項の規定による廃止又は中止の届出に係る事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を講じなければならない。

(事業完了の届出等)

第20条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は，当該許可に係る事業が完了したときは，完了した日から7日以内に町長に届け出なければならない。

2 町長は，前項の規定による届出があったときは，速やかに当該届出に係る事業区域が第11条の許可基準及び第12条の許可条件に適合しているか確認を行い，その結果を当該届出をした事業主等に通知しなければならない。

3 前項の規定により，土砂等の災害の防止に必要な措置が講じられていないことの通知を受けた事業主等は，第1項の規定による届出に係る事業について，土砂等の災害の防止に必要な措置を講じなければならない。

(地位の承継)

第21条 第7条第1項の許可を受けた事業主等が，当該許可に係る事業の全部を譲り渡し，又は同項の許可を受けた事業主等に相続又は合併若しくは分割（当該許可に係る事業を行う権限を承継させるものに限る。）があったときは，その事業の全部を譲り受けたもの又は相続人，合併後存続する法人，合併により設立した法人若しくは分割により当該事業を行う権限を承継した法人は，当該許可を受けた事業主等の地位を承継する。

2 前項の規定により事業主等の地位を承継した者は，承継の日から7日以内に，規則で定めるところにより，町長に届け出なければならない。

(名義貸しの禁止)

第22条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は，自己の名義をもって他人に事業を施行させてはならない。

(措置命令等)

第23条 町長は，事業に使用された土砂等の災害の防止に緊急の必要があると認めるときは，第7条第1項の許可を受けた事業主等に対し，当該事業を停止し，又は期限を定めて当該事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 町長は，第7条第1項若しくは第14条第1項の許可を受けずに事業を行い，若しくは第11条第1項各号の基準又は，第12条の条件に適合しない事業を行った事業主等に対し，当該事業の中止，期限を定めて当該事業に使用された土砂等の全部若しくは一部撤去，又は土砂等の災害の防止に必要な措置を講じるよう命じることができる。

(許可の取消し等)

第24条 町長は，事業主等が次の各号のいずれかに該当する場合は，許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、第7条第1項又は第14条第1項の許可を受けたとき。
  - (2) 第11条第1項各号に定める許可の基準に適合しない事業を行ったとき。
  - (3) 第12条に定める許可の条件に違反して事業を行ったとき。
  - (4) 第14条第1項の規定に違反して事業を行ったとき。
  - (5) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。
- 2 町長は、許可を受けた者が、正当な理由がなく、当該許可を受けた日から起算して6月以内に当該許可に係る事業に着手せず、又は引き続き6月以上当該許可に係る事業に着手せず、又は引き続き6月以上当該許可に係る事業を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定により許可を取り消された事業主等（当該取消しに係る事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた事業主等を除く。）は、取消しに係る事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を講じなければならない。

（廃止等に伴う義務違反に対する措置命令）

第25条 町長は、第19条第5項、第20条第3項又は前条第3項の規定に違反した事業主等に対し、期限を定めてその事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（公表）

第26条 町長は、事業主等が第23条若しくは前条の規定による命令に違反し、又は第24条の規定により許可を取り消されたときは、当該違反に係る事実を公表することができる。

（報告の聴収）

第27条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、事業主等に対し、事業の施行状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

（立入検査等）

第28条 町長は、この条例の施行に必要な事項において、当該職員をして事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域の土地若しくは建物に立ち入らせ、土地の埋立て等の状況、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則に定める身分を示す証明書を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

（協力要請）

第29条 町長は、生活環境の保全又は土砂等の災害の防止のための必要があると認めるときは、関係行政機関又は事業主等、当該事業に用いる土砂等を発生させる者、当該

事業区域の土地の所有者等その他の事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による許可を受けないで事業を行った者
- (2) 第 22 条の規定に違反した者
- (3) 第 24 条の規定による処分に従わず事業を継続した者
- (4) 第 23 条又は第 25 条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 27 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 28 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 13 条、第 19 条第 2 項、第 20 条第 1 項又は第 21 条第 2 項の規定による届出をしない者
- (2) 第 15 条、第 16 条、第 17 条の規定による届出又は報告をしない者
- (3) 第 18 条の規定する標識を設置しない者

(両罰規定)

第 32 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。